破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４７号
宮城県登米市津山町柳津字黄牛深畑92番地４
破産者　佐々木　泰
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第９２号
秋田県由利本荘市二番堰21番地13
破産者　越後谷昌成
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３２１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2893番地７株式会社協働舎２Ｆ、開始決定時の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀162番地９
破産者　関本　和也
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７７７号
愛知県津島市唐臼町東田面９番地１　Ｇ・Ｆｏｒｅｓｔ Ｓ103号
破産者　角野工業所こと　角野　　修
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０１号
三重県伊勢市小俣町元町373番地２　コーポ田園１－Ｅ、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
破産者　松本　郁子
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６３号
名古屋市中川区春田３丁目188番地
破産者　吉村淑子こと　林　　英淑
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１０号
名古屋市北区平安２丁目25番72号　ユタカマンション207号
破産者　松尾　島雄
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８４号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西116番地２
破産者　伊尾美恵子
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１５号
名古屋市昭和区滝子通２丁目２番地　高辻団地205号
破産者　加藤　広光
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９００号
名古屋市守山区喜多山２丁目29番１号　ベストハピネス205号、住民票上の住所名古屋市守山区喜多山２丁目６番15号
破産者　伊藤登良夫
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水18番地１　フレスト楠北303
破産者　佐藤　英次
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０９号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅810号
破産者　朝日新聞広小路専売店こと　井上　健二
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５１２号
愛知県一宮市殿町１丁目33番地
破産者　水谷ゆかり
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２６１号
愛知県一宮市観音寺１丁目10番８号　セーフティハイム305号
破産者　大嶽　智弘
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９３号
兵庫県高砂市中筋１丁目12番19号
破産者　奥本　智一
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５９４号
兵庫県姫路市林田町大堤68番地
破産者　三村佐代子
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９０号
兵庫県姫路市名古山町４番12号
破産者　店元　哲哉
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７９号
広島市安芸区矢野西４丁目８－22－805、住民票上の住所広島市安芸区船越南３丁目24番29号
破産者　冨田　　薫
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部